



平成 24 年 9 月 10 日

千葉県税理士会
会長 石井幸夫 様

千葉県青年税理士連盟
会長 湯本 康弘



平成 26 年度税制改正要望意見書の提出について

千葉青年税理士連盟は千葉県税理士会の会員を中心に組織する団体で、現在約 100 名の税理士により構成されています。千葉県税理士会会員宛に提出依頼のありました標記の件につきまして、当連盟におきましても会員から意見を募集し、議論をいたしましたのでここに提出させていただきます。平成 26 年度の税制改正に関する意見書に反映していただけますようお願い申し上げます。

I. 納税者権利憲章の制定をすること

我が国には、国税通則法、国税徴収法等の手続き法や個別税法において様々な租税手続きに関する法律がある。しかし、これらは一般的に「納税者の義務」を定めており、「納税者の権利」を保障しているものではない。OECD 加盟国を始め多くの国は納税者権利憲章に類するものを整備しており、これらを全く整備していないのは先進国では日本だけである。

課税・納税手続きにおける納税者の権利を制度的に保障するための基本的な法律の制定がないため、一方的に所得を算出し納税を強要する「推計課税」など人権無視の強権的な税務行政が発生している。また、平成 23 年度税制改正では調査に関して義務化と言ってよい国税通則法の改正が多数行われ、国民にとって負担は増加の一途を辿っている。

我が国の租税制度は申告納税制度を基調としたものであり、租税債権は納税者の申告によって第一次的に確定し、第二次的に税務調査に基づく行政処分によって確定する。申告納税制度は納税者の協力を前提にして成り立つものであり、そこには納税者の信頼が得られる租税制度であることが重要である。国民主権の国家として納税者を尊び権利を守るために、「納税者の権利」を保障する内容の法整備が急務である。

千葉青年税理士連盟では、国税通則法の個別改正ではなく、独立した納税者権利憲章が必要であると考え、具体的な例として、全国青年税理士連盟で作成した「青税版納税者権利憲章」を添付する。

II. 課税の公平について

税の持つ目的の一つに所得の再配分という機能がある。これを実現するためには応能負担とした税体系が必要である。税制に求められるのは、国民の経済的格差是正を念頭に置いた負担能力に応じた公平な課税であり、逆進性の強い消費税に依存せず、直接税を重視した税制を目指すべきである。

現在の消費税中心の税体系では経済的格差はさらに進むことが予想される。課税の公平の実現のためには担税力に応じた負担を求める必要がある。

消費税は、低所得者ほど負担率が高くなる逆進性や価格決定力の弱い中小企業が価格に転嫁できない場

合があるなどの問題が少なくない。よって消費税増税には反対する。財源確保のために安易な消費税率アップに頼るべきでなく、医師優遇税制など不公平と批判されている税制の是正や歳入歳出の見直し等を優先して行っていくべきである。

Ⅲ. 各税目別意見、要望等について

1. 国税通則法関係

(1) 国税通則法の整備に関する事項

平成 23 年度改正においては、納税者の権利保護とされる項目が見送られ、課税権強化と言っても過言でない内容となった。よって、次の各項目に対し、それぞれ見直しを提言したい。

- イ) 「任意調査」においては例外なく事前通知を行うこととすること
- ロ) 事前通知の際には調査の理由も併せ書面で通知すること
- ハ) 反面調査の原則禁止を明文化すること
- ニ) 書類の留置きができることとする規定を削除すること
- ホ) 調査終了時に修正申告等の勧奨を行うことができることとする規定を削除すること

(2) 重加算税については、税務上否認された所得金額相当額を課税し納付税額とすること。

<理由> 脱税事案については現行においては脱税金額の一部しか課税されていなく、行政制裁的な性格として弱い。これが脱税の一因であると思われる。

脱税は納税意識が希薄なものが多く、納税を尊重する意識を高揚するためには制裁をより強化すべきである。

2. 国税共通関係

(1) 中小法人等の少額減価償却資産及び少額繰延資産の損金算入限度額の引き上げについて。

(所得税・法人税)

- ① 損金算入限度額を、年間合計の損金算入の上限を設けることなく 30 万円未満とするべきである。
- ② 損金算入限度額を 30 万円未満とする。

<理由> 限度額を統一し、制度の簡素化を図るとともに設備投資の促進に寄与すべきである。

(2) 同族会社に関連する行為計算否認規定について。

同族会社をはじめとする行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を法令上明らかにし、課税要件を明確化すること。

<理由> 同族会社に関連する行為計算否認規定の条文においては「これを容認した場合には税の負担を不当に減少させる結果となる」とだけ表現されているが、これはあまりにも抽象的で包括的である。租税法律主義に基づき具体的な否認要件を列挙するなどの方法で明確に規定し、誰にでも理解ができるように規定すべきである。

(3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を廃止すること。

<理由> 所得税においても法人税においても所得計算は、記帳に基づく収支計算によることとされており、これに対する例外として唯一この特例措置が残されているが、公平の見地から特例措置

は即刻廃止すべきである。

3. 所得税関係

(1) 人的控除の見直しについて。

- ① 基礎控除・扶養控除の大幅な引上げを行うべきである。
- ② 寡夫控除の要件を寡婦控除の内容と統一すべきである。
- ③ 年少扶養控除を復活すべきである。

<理由> 憲法の要求する課税最低限は、基礎控除で考えるべきである。よって人的控除を公平の見地から見直す必要がある。また、子ども手当の創設とともに財源として廃止となった年少扶養控除であるが、当該手当も廃止となり、規模が縮小して児童手当に戻った。よって同様に年少扶養控除も復活させ、子育て世代の負担の軽減を希望する。

(2) 老年者控除の復活を求める

<理由> 年齢 65 歳以上の者はいわゆる定年退職後で、多額の収入を得ていない所得者も見受けられる。老年者控除の廃止は、そういった低所得者に対して課税の強化となったことは明白である。高齢者の生活には様々な負担が必要となっているため老年者控除の復活を求める。控除額は従前の通り 50 万円とするが担税力を考慮し、所得要件を設ける。なおこれに伴い、寡婦（寡夫）控除については、「老年者を除く」要件を追加する。

(3) 医療費控除において、疾病の予防及びこれにかかる検査費用を医療費の範囲に含めること

<理由> 現行制度は疾病等の治療の為の費用は医療費控除の対象となる医療費の範囲に含まれているが、疾病予防等の費用については認められていない。癌などの生活習慣病の対処については特に早期発見・早期治療が重要となるため、人間ドック費用、PET 検査費用、予防接種費用等も医療費控除の対象となる医療費に含め、予防医学を税制面からも推進する必要がある。これにより高齢化社会における医療費負担の抑制にも繋がるものと考えられる。

(4) 生計を一にする親族が下記の保険料を年金から天引きされていた場合においてもその社会保険料控除の対象とする。

所得税法 74 条<社会保険料控除>

2 項二の二：高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料、

三：介護保険法の規定による介護保険の保険料

<理由> 年金所得者は高齢であり、健常でない場合も多いので扶養している親族の負担を少しでも軽減する。また、パート労働者を扶養してその負担すべき社会保険料を支払った場合と公平性を保つため。

(5) 上記 (1)、(2) 及び (3) の改正意見を踏まえた上で、所得控除のうち、人的控除及び医療費控除は税額控除へ移行すべきである。

<理由> 所得税における所得控除制度は高所得者ほど控除される税額が大きくなり、応能負担の原則に反している。従って所得控除のうち人的控除及び医療費控除は税額控除方式に移行し、その逆進性を少しでも緩和すべきである。

(6) 土地建物等の譲渡所得の計算上生じた損失の損益通算及び繰越控除について。

土地、建物等の譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について、他の所得との損益通算及び翌年以降の繰越控除を認め、また、他の所得の金額の計算上生じた損失がある場合にも土地、建物等の譲渡所得の金額との損益通算を認めるべきである。

<理由> 土地、建物等の譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について、他の所得との損益通算を認めないとする理論的根拠は希薄であり、譲渡益に対してのみ課税を行うことは、課税の公平の点から問題である。

(7) 雑損控除の適用範囲を拡大すべきである。

① 保証債務の履行を適用対象に含める。

<理由> 保証債務を履行するため資産の譲渡があった場合には、担税力の減殺を考慮して所得税法第64条の2により課税の特例が認められているが、各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額には足切りがあり、他の所得との損益通算も繰越もできないのが現状である。ましてや、保証債務を履行するために、単に自らの預金や借入金で弁済した場合には、明らかに担税力が減殺されているにもかかわらず、所得税ではなんら考慮されていない。雑損控除は、災害・盗難・横領という自らの責に帰さない事由により、生活に通常必要な資産その他一定のものについて損失が発生した場合に所得控除できる規定であるが、資産の譲渡にかかわらず所定の要件を満たす保証債務を履行した場合にはこの雑損控除の適用対象に含めるべきである。

② 雑損控除の対象となる損失の原因に「詐欺」を加える。

<理由> 振り込め詐欺が社会問題化して久しいが、その手口は年々巧妙化し、被害は減少する気配がなく、誰でも被害者になる可能性がある。従って詐欺による被害についても「盗難、横領」と同様に扱うことが公平な課税に資する。

(8) 株式等に係る譲渡所得等について総合課税にして、損益通算及び繰越控除を認めること。

(措法37の10)

株式の譲渡所得に対しては所得の金額にかかわらず一律15%の税率を適用するとされているが、これを、所得の額に応じた累進税率の適用に改め、他の所得との損益通算を認める。

<理由> 価格下落のリスクが伴う株式等への投資は、そのリスクに耐えうる資金が必要であることを考えると、通常余裕資金で行われる。従って、そこで得られた所得は給与、事業等の所得に比べて担税力が強いと考えることができる。

(9) 退職所得に係る課税方法を受給者の勤務実態に即して見直しすべきである。

<理由> 役員等勤続年数が5年以下である者に対する課税が強化(1/2課税の廃止)されたが、一般従業員においても、終身雇用制度が崩れ、高齢者の雇用延長、再就職が盛んに行われるようになった現在においては、従来の計算方法では勤務年数によって大きな不公平を生じることがある。課税方法を適用要件の設定も含め、昨今の実態に即して細かく見直しすべきである。

(10) 青色申告の承認申請、専従者給与の届出は廃止すること。

<理由> 事業所得、不動産所得及び山林所得においては、青色申告者及び白色申告者の両者は実務上帳簿の記帳及び帳簿等の保存は必須である。白色申告においても青色申告と同様の記帳をしていれば、現在の青色申告と同様の特典を付与したとしても公平性は保たれると考える。

青色事業専従者給与については、勤務実態や給与の支払いが他の使用人と同様に行われている実態があれば、届出書の有無にかかわらず必要経費に算入すべきである。

4. 法人税関係

(1) 貸倒引当金の損金算入を制限する措置を見直すこと。

<理由> 平成23年度税制改正で貸倒引当金の損金算入は、銀行、保険会社及び中小法人等に制限されることになった。しかし、どの規模の企業においてもその経営に置いて、金銭債権のすべてが回収できるという保証はない。また貸し倒れに備えて内部留保を厚くすることは企業会計上の要請であり、税務上のみ貸倒引当金の損金算入を制限することは適切でない。

(2) 賞与引当金・退職給付引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

<理由> 賞与引当金・退職給付引当金は期間費用として企業会計上強く要求されている。一方、法人税法は一般に公正妥当と認められる会計処理基準に従って計算することを原則としている。つまり税法上もこれらの引当金の損金算入を認めることが原則である。この原則を曲げるだけの正当性は見出せないからである。

(3) 交際費の損金不算入制度の廃止すること。

資本金1億円超の法人も含め交際費損金不算入制度は廃止すること。

<理由> 交際費の意義規定はそのまま残した上で、健全な取引についてまで課税することは、公正妥当な会計処理の基準に従って所得計算をする法人税の原則に反し、経済活動の活発化に制限をかける結果となっている。

(4) 中小企業の青色欠損金の繰越控除の期限を撤廃すること。

<理由> 欠損金は過去の努力であり、その努力の結果である収益から繰越控除することは、企業資本維持の観点から望ましい。期限切れの欠損金を税制上切り捨ててしまうことは、もともと企業資本の乏しい中小企業の長期的発展を阻害する。

(5) 使途秘匿金の支出についてはその範囲を明確化し、特別税率を60%以上とすべきである。

<理由> 不当な支出は厳格な制裁をすべきである。

(6) 普通法人の寄付金の損金算入限度額の計算を簡素にすべきである。

<理由> 現行の損金算入限度額は、期末資本金額とその事業年度の所得金額を基礎として計算されているが、資本金と所得金額を基礎とすることに合理性はない。寄付金の支出額を基礎として計算することにより、理解し易い規定となり計算が簡素化される。

5. 相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制について。

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく「非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度」についてその手続き及び要件を大幅に緩和すること。

<理由> 当制度は中小同族会社が円滑に事業承継を行うために重要な制度と言える。しかし株式保有状況、従業員の雇用状況等の要件が厳しく、事前の経済産業大臣への確認等手続きにおいても煩雑であるため、非常に使いにくい制度となっている。また、要件が外れた場合の納付税額に対する利子税の負担も重い。要件除外の場合の即時納付の期限を猶予する等適用要件を緩和することや利子税の負担を軽減させる等、広く当制度を利用できるようにしてスムーズな事業承継に資するものとすべきである。

(2) 相続税の課税方式の見直しは慎重に行うこと。

相続税の課税方式の変更についてはまだ議論が始まったばかりであり、十分な議論と検討を重ねた上で行うべきである。そのため、現行制度を含めた課税方式に関する議論を慎重に積み重ねてその内容を国民に周知徹底し、国民の声を聞いた上で慎重な改正を行うべきである。また、より担税力の低い納税者が相続税を負担しなければならなくなるような基礎控除の引き下げには反対する。

6. 消費税関係

(1) 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期について。

消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期は、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書の提出期限までとすること。

<理由> 確定申告書と併せて提出することが失念の心配もなく合理的である。

(2) 消費税の申告期限の延長について。

法人税において申告期限の延長が認められた場合には、消費税においても申告期限の延長を認めるべきである。

<理由> 確定決算原則に基づく法人税の申告調整が行われなければ、消費税は確定しないため。

(3) 仕入れに係る消費税額については税額控除を全額認めること。

<理由> 現在の消費税では、非課税売上に対応する課税仕入については仕入税額控除を受けられない。例えば社会政策的配慮に基づいて設定されたとされる「居住用住宅の貸付」は非課税売上に該当するため、賃貸用の住宅を建てる際に支払った消費税は仕入税額控除できない。これらの消費税については家主が負担することになる。消費税はサービスの提供を受けた消費者が負担すべきであるが、非課税売上の場合にはサービスを提供した事業者が負担することになり、全く不条理な扱いとなっている。

事業者は必然的に仕入に係る消費税をサービス価格に転嫁することになる。非課税といっても実質は課税並みの価格に近くなり、非課税の扱いが意味を持たず、いたずらに事務コストを増加させている。

(4) 「消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件改正」に反対する。

<理由> この判定方法によれば、例えば個人事業者で1年間の課税売上が同一であったとしても、1月から6月に売上が集中する者と7月から12月に売上が集中する者では、判定結果が異なることになり、極めて不公平な制度になる。

また、小規模な事業者については、売上の計上月の判断等を含めた事務処理に困難を要する可能性もあり、その場合は消費税の課税免税の判断を誤ることにつながる。

よって、上記のような問題点がある今回の改正には反対する。

7. 印紙税関係

(1) 印紙税は廃止すべきである。

<理由> 近年、契約書の内容、交わし方が多種多様になり、一般の納税者にとって課税・不課税の判断が困難なものになっている。また、契約の効果は印紙の貼付状況によって変わるものではない。加えて、近年電子媒体を利用した商取引の増加や、ペーパーレス化により課税文書として印紙税を課す根拠が不明確になってきている。電子化できている大企業と費用の点から電子化の進まない中小零細企業との間で印紙税の負担に不公平が生じてきている。

8. 地方税関係

(1) 住民税の所得控除の種類及び金額について。

個人住民税の所得控除の種類、金額及び要件を所得税と同一とすること。

<理由> 両税の課税所得金額を同額とすることにより、納税者の課税所得に対する理解を得やすくするため。

(2) 法人事業税及び法人住民税について欠損金の繰戻還付を認めること。

<理由> 法人税の欠損金の繰戻しによる還付制度は、平成21年より中小企業者等については適用できることとなった。これに伴い、法人事業税及び法人住民税においても同様の制度が必要である。

(3) 償却資産に対して課する固定資産税の課税客体については課税除外の少額償却資産の取扱を国税と同一とすること。

(4) 固定資産税の家屋の課税標準の計算を簡略化・明瞭化すべきである。

<理由> 固定資産税の課税標準は、家屋については、基準年度に掛る賦課期日に所在する家屋に対して課する基準年度の価格であり、家屋課税台帳等に登録されたものである。その価格は通常、時価とされているが、家屋（居宅・木造）について家屋課税台帳の価格は、市場における通常取引金額より多額であり、不当なものと思われる。

家屋は償却資産と同様に取得価額と法定耐用年数を基に計算すべきである。また、基準年度概念も見直しが必要と思われる。

IV. 税務行政について

税務調査について

税理士が関与している場合（税務代理権限証書の提出のある場合）には、無予告調査（事前通知の

ない調査)は行わないこととすること。また、万一、無予告調査が行われた場合には、関与税理士に対し、調査を無予告で行わなければならなかった理由を説明すること。

<理由>

無予告調査を行う場合は、

- (1) 事前通知を行うと的確な調査を行う上で支障があると考えられる事案
- (2) 調査を円滑に行うことが困難と考えられる事案

等について事前通知を実施しない場合があるとされている。

税理士が関与している場合にも無予告調査が行われた場合は、「関与税理士がいる場合であっても事前通知を行うと的確な調査ができない事案」と判断されたということである。つまり税理士は、適正な税務行政の執行に役に立たないと判断したということである。そうであれば、関与税理士に関し、調査を無予告で行わなければならなかった理由を説明する必要があると考える。

<意見>

現在、行われている無予告調査は、納税者或いは税理士からは理不尽な印象を受けざるを得ない。納税者が納得して調査を受けられるルールを作るべきだと考える。

今後調査件数は増加するものと思われる。納税者及び税理士の納得できる調査方法を確立し、無用なトラブルのない様にする必要があると考える。

以 上

全国青年税理士連盟は、納税者の権利保障制度を確立するために、税務行政手続に関する規定を国税通則法において明文化すべきであると考え。税務行政庁は、税務行政の信頼を高め、かつ納税の公正性を確保して、国民の納税に関する義務の適正な遂行に資するため、自ら進んで国税通則法の改正に取り組み、納税者権利憲章を制定し、これを宣言すべきである。その際には、次に述べるような納税者の基本的権利が定められなければならない。

青税版納税者権利憲章案

国民が納税に関して行った事務手続は、誠実に行なわれたものとしてこれを尊重する。また、税務行政の運営は、公正を旨とし、必要な情報を国民に提供することにより、税務行政の透明性を確保しなければならない。その上で、国民の意見、苦情等に自ら進んで対処し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。また、国民のプライバシー保護に十分に配慮しつつ、以上のような理念をもって国民に対応し、もって租税収入の適正な確保と公正性を保ち、かつ透明性を高め、国民の十分な理解を得て税務行政を運営しなければならない。また、これを税務行政に携わるすべての者に周知徹底させ、国民に対するサービスの向上に努めなければならない。

- 納税者は、税務行政庁から公正で丁寧かつ、配慮ある対応を受ける権利を有する。
- 納税者は、自らが行った税務申告について、具体的・確実な反証がない限り、真実性・誠実性は推定され、税務行政庁から誠実かつ適正なものとして尊重される権利を有する。
- 納税者は自己の税務情報に関し法律の定める目的以外にその情報を利用されない権利を有するとともに税務行政庁はその秘密を保持しなければならない。
- 納税者は、税・財政に関するすべての情報(内部通達を含む)の公開を求め、これを利用する権利、訂正させる権利を有する。
- 納税者は、税務調査に際し、事前通知と調査結果の通知を受ける権利を有し、その調査の必要性・範囲の開示その他適正な手続を受ける権利を有する。
- 納税者は、税務行政処分に対し、税務当局に不服を申し立てるか、直ちに訴訟を起こす権利を有する。係争中、納税者は係争額を納付する義務を負わない。
- 納税者は、税務行政庁の対応について苦情がある場合には、税務行政庁から完全に独立した苦情処理機関に対して、苦情を申し立てる権利およびその改善を求める権利を有する。